

第 8 回恵那市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 28 日（木）午後 1 時 30 分

2. 招集場所 恵那市役所西庁舎 3 階災害対策室

3. 出席委員 (17 名)

会 長 9 番 林 広和

職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小板 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	5 番	土方 明日香	7 番	曾我 佳奈子
	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和	10 番	安江 建樹
	11 番	瀬瀬 政行	12 番	宮原 博	13 番	近藤 明德
	15 番	梅村 安範	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦
	18 番	仲田 菜那	19 番	大島 政幸		

4. 欠席委員 6 番 小林 勝朗 14 番 梅本 信枝

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

第 4 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 5 議案第 39 号 農用地利用集積等促進計画について

第 6 議案第 40 号 恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

第 7 報告第 8 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 大嶋 英哉

事務局 副局長 三宅 英機

事務局 係長 堀田 稔勝

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

それでは、職務代理者大島様より、開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

本日、6番の小林勝朗委員、14番の梅本信枝委員より欠席の旨連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより令和7年第8回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしくお願いします。なお、本日の議事日程はお手元に配付されております議案のとおりです。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから恵那市農業委員会憲章の唱和を行いますので、御起立願います。

それでは、7番の曾我佳奈子委員の先導によりまして行います。曾我委員、よろしくお願いいたします。

〔 農業委員会憲章の唱和 〕

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、会長より挨拶並びに議事進行よろしくお願いいたします。

○議長

御苦労さまです。8月の常設審議委員会のときに、県農業会議から情報提供がありましたので、連絡をしておきます。

所有者不明農地がありまして、岐阜県は割と少ないほうですけど、全国的に増えている。これの対策で制度があって、所有者不明農地対策事業があるわけです。それについて、都道府県の農業委員会のネットワーク機構として、農業会議が中心となって、関係機関と連携をしてこれに取り組む。その上で、地域計画の実現及び農地の集積・集約につなげていくということですけど。今回、岐阜県農業会議の中に、専門的な知識を有する所有者不明農地対策企画員を設定をして、解消に向けて取り組んでいくということです。

まず、支援地域の指定をしていくということで、要件としては、地域計画区内の所有者不明農地を解消するものであること。それから、解消プロセスが明確になっている。その後、どうしていくか、そこら辺の計画をしっかりとるところからということです。

市へもその話が来てると思うんですけど、今年度は3地域からそれに取り組みたいと出てまして、各務原市、本巣市、関市が手を挙げて、今年度、これに取り組んでいくということです。

不明農地については、登記名義人が死亡している農地、あるいは登記名義人と連絡が取れない農地があるわけですけど、その解消に向けて、所有者探索等により真の所有者が特定され、相続登記申請がされる。その後に、地域計画の受け手をどうするかとか、自主的集約化に向けていくかとか、そういうことをやっていくということです。

農業委員会としては、支援を希望する地域の所有者不明農地の現状、課題、支援内容、解消プロセスを整理して支援をしていくことでお願いしたいということで来てますので、報告をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、8月度の農業委員会総会を行います。よろしくお願いします。

それでは、日程第1の議事録署名委員の指名です。

恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名員に、7番曾我佳奈子委員及び8番渡会邦憲委員をお願いいたします。

本日の会議書記には、事務局の三宅副局長と堀田係長を指名いたします。

日程第2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第2、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について上程しますので、お願いいたします。

御説明に上がる前に、先月からそちらの卓上にマイク設置させていただいております。今、緑色のランプがついてると思いますけど、お話をされる際には、紫色の大きいボタンを押していただくと赤いランプがつきますので、しゃべられた後に、もう一度その紫色の

ボタンを押して切っていただくことになります。できるだけ、話す際にはマイクに口を近づけて話していただくと集音しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明いたします。

2 ページの 69 番、三郷町の棕実の案件です。3 ページ、4 ページが議案書になります。5 ページが位置図になります。申請地は三郷小学校から南側に位置しております。6 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、9 筆です。

なお、今回も撮影をした方向を示す緑色の蛍光の矢印をつけておりますので、御参考にしてください。7 ページが現況の写真となっております。現況は田と畑となっております。

申請理由は、申請地を譲り受けて、維持管理して営農に励みたいということです。住宅も御購入されると伺っております。

8 ページ、70 番の武並町藤の案件です。9 ページ、10 ページが議案書となっております。11 ページが位置図です。申請地は、武並振興事務所の北西側に位置しております。12 ページ、13 ページが拡大図となっております。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で 11 筆になります。14 ページが現況写真の一部となっております。現況は田と畑でございます。

15 ページ、71 番の同じく武並町藤の案件です。16 ページが議案書になります。17 ページが位置図になります。申請地は、同じく武並振興事務所からの北西に位置します。18 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で 5 筆となっております。19 ページが現況写真で、一部を写真に撮っております。現況は田と畑でございます。

20 ページ、72 番の中野方町の案件です。21 ページが議案書になります。22 ページが位置図になります。申請地は中野方振興事務所の南西側に位置しております。23 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、1 筆となります。24 ページが現況写真で、現況は田となっております。

申請理由は、以前から管理していた申請地を譲り受けて、維持管理し営農に励みたいということでございます。

73 番、25 ページの串原の案件です。26 ページが議案書になります。27 ページが位置図です。申請地は串原振興事務所の南西側に位置します。28 ページが拡大図になります。全部で 1 筆になります。29 ページが現況写真です。現況は畑でございます。

申請理由は、申請地とその隣の住宅を譲り受けて、維持管理していきたいという申請でございます。

以上で説明を終わります。

○議長

この件につきましては、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、69 番から 71 番までの 3 件について、第 2 地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

7 月 22 日の地区委員会で、現地確認を行いました。

3 件ございまして、第 1 件目の申請地は、[REDACTED] の他、全部で田畑 9 筆ございまして、全部で 2,064.58 平米でございます。所有権の譲渡人は、[REDACTED] さん、98 歳。譲受人は、[REDACTED] の方で [REDACTED] さん、55 歳。土地と住宅を譲り受け、新規農営を行うということでございまして、6 ページの拡大図を御覧ください。住宅の周囲に 9 筆の現況写真がございます。

譲渡人は、農業後継者がございませぬので、高齢になりまして農作業が困難となったため、譲受人は譲渡人より申請地とそのほかの土地、建物、全て譲り受け、地元協力者の支援を受けて、新規営農を行う。将来的には、農業体験や田舎遊びのできる民泊を経営したいと考えておられます。所有の農機具は、耕運機 1 台と草刈り機 1 台でございまして。農業の維持発展に関する話し合いを積極的に参加する。農道、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めは遵守する。獣害被害対策には協力します。3 件の地域との役割分担には、積極的に協力していく姿勢があるということでございました。

地区委員会では問題ないと判断しましたので、御審議のほどよろしく申し上げます。

2 件目、[REDACTED] で、生前贈与ですが、所有権移転でございまして、譲渡人は [REDACTED] さん、84 歳。譲受人は、息子さんで [REDACTED] さん。年齢は 51 歳でございます。高齢により息子に営農を引き継ぐという案件でございまして、8 筆ございまして、ページ 13 が 3 筆、ページ 14 に 5 筆ございます。

道路を挟みまして 3 筆ありますのは、転作を反されておりまして、1 年か 2 年ぐらい放置された土地となっておりますが、生前贈与ですので問題ないと地区委員会では審議しましたので、併せて審議をお願いします。

もう一件、同じ地区内ですが、[REDACTED] でございまして、[REDACTED] さん、90 歳。祖父の生前贈与になりまして、今回は孫の [REDACTED] さん、38 歳。90 歳と高齢になりましたの

この案件は、空き家に付随した農地の所有権移転です。譲渡人は 65 歳で■■■■在住で、譲受人は 47 歳の■■■■の在住です。申請地は、愛知県境の旧串原村役場近くの空き家に付随した農地で、28 ページを御覧いただきますと、譲受けの住宅の裏から東横のほう、一部墓地を囲んで、畑 1 筆です。

現在、梅の木、イチヨウの木のほかが植栽されておりまして、既存の果樹のほか、栗、一般野菜を栽培する計画でございまして、主に自家消費だということでございます。農地の維持耕作管理は可能と思われましたので、地区委員会としては問題ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

どうでしょうか、3 条の 5 件について。よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 36 号、69 番から 73 番の 5 件の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、議案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 36 号は議案のとおり承認されました。

日程第 3 議案第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 3、議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 37 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について御説明いたします。

資料は 30 ページ、11 番、大井町の案件になります。31 ページが議案書になっております。32 ページが位置図です。申請地は、J R 恵那駅の北側に位置し、第 2 種農地になります。33 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある 1 筆が申請地となっております。34 ページが現況写真です。写真を見てお分かりのとおり、擁壁が設置されているので、この件に関しての経緯書が添付されております。35 ページ、36 ページが計画図です。

今のように、理由としては、この田んぼの土を平面になるまで、ちょっとかさ上げしたいということで申請がされております。

以上で説明を終わります。

○議長

この件については地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

11 番の件について、第 1 地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

21 日に地区委員会開催し、農地確認と審議を行いました。4 条の 11 番は、議案書 31 ページを見てください。

申請人、[REDACTED]。場所は[REDACTED]。申請目的は畑。申請面積が 222 平米です。申請地の現況は、登記簿、田。現況は畑です。現況も田となっておりますが、使用状況は休耕畑です。東側が宅地、申請人の宅地です。西側が田。南側が住宅。北側が畑。リニア用地です。恵那市が実施する野畑地区の残土を活用し、埋め立てるということです。宅地より低いところに畑があるので、埋め立てて畑として利用したいという。先ほど説明ありましたけど、経緯書が添付されております。工事期間は、令和 7 年 10 月より令和 10 年 8 月から 9 月に工期となっております。

手続上の経緯には問題ありましたが、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

事務局、確認です。申請書類は現況、田になってますが、現況主義であれば、今、委員長から説明あったように畑ということですか。

○事務局

休耕地になっており、畑に訂正させていただきます。

○議長

修正ですね。

○事務局

はい。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

どうでしょうか、よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 37 号の「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 37 号は申請のとおり許可相当と認めるとすることに決定いたしました。

日程第 4 議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 4、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第 38 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について御説明いたします。

資料は、37 ページの 43 番、大井町の案件です。38 ページが議案書になっております。

39 ページが位置図です。恵那農業高校の北側に位置しております。40 ページが拡大図になります。赤枠で囲ってある箇所が、1 筆が申請地になります。第 2 種農地です。41

ページが現況の写真となっております。42 ページが計画図となっております。

申請理由としましては、従業員等の駐車場の確保のためと聞いております。

説明は以上になります。

続きまして、43 ページ、44 番の長島町久須見の案件でございます。44 ページは議案書になります。45 ページが位置図になります。市立恵那病院の西側に位置します。46 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、第2種農地となっております。47 ページが現況写真です。48 ページが計画図となっております。

一部、農地のほうに、畜産の関係、農業関係の倉庫が南側に建っておりますので、これについては所有者さんに、行政書士さんを通じて届出を出していただくように指導させていただいておるところでございます。

申請理由は、一般個人住宅を作りたいということでございます。

続きまして、49 ページ、45 番の山岡町下手向の案件です。50 ページが議案書になります。51 ページが位置図です。山岡小学校の西側になります。52 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が、1筆が申請地で今回出ておまして、第2種農地です。53 ページが現況の写真となっております。見てのとおり、既に倉庫等が設置されてる状況だったので、始末書が添付されております。54 ページが計画図となっております。

申請理由は、営農のためのもみ等の保管庫を設置したいということでございます。

以上で説明を終わります。

○議長

この件につきましては、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

まず、43 番、44 番の件について、第1地区、小板宏正委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

5 条の 43 番で、議案書の 38 ページを見てください。

申請人は、[REDACTED] さんです。譲渡人が [REDACTED] さんです。申請地は、[REDACTED] です。申請目的は駐車場です。申請地の面積は 786 平米。申請地の現況ですけど、登記簿は山林、現況は畑。使用状況は休耕畑。隣地の状況ですが、東側が道路、西側が宅地、南側が譲渡人の住宅。現在更地になっています。北側は駐車場です。雨水は敷地内に浸透ますを 2 箇所、東側の道路側に設置します。

申請人は食品販売業を営んでいて、業績は良好です。慢性的に駐車場の不足になっている。駐車場が不可欠です。譲渡人と協議が相整い申請するものです。従業員の駐車場として使用するため、送迎はマイクロバス等に対応するという話を聞いております。

農地に与える影響もないため、地区委員会では問題ないと判断しましたので、よろしくをお願いします。

次に、44 番、44 ページの議案書を見てください。

借受人が、[]さんと[]さんです。貸付人が[]さんです。申請地ですが、[]です。[]。申請目的は一般個人住宅。使用貸借。申請地の面積は 401.43 平米です。現況ですけど、登記簿、田。現況は畑。使用状況も畑です。1,763 平米のうちの 401.43 平米を使用するということです。

隣地の状況ですけど、東側に道路があります。西側、南側、北側、全て []の残地でございます。汚水は公共下水に流入させる、北側の道路に出すということです。雨水も北側の道路の側溝に流入させるということ。

借受人は、現在、貸付人と同居。両親と同居しており、子供が大きくなって手狭になったため家を建築したいということです。貸付人も異存なく申請を行うものです。周りに自分の農地、畑なんで、与えることがないので、地区委員会では問題ないと判断しました。

以上、2 件の審議をよろしくお願いします。以上です。

○議長

続きまして、45 番の件について、第 5 地区梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

8 月 20 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査を実施をしました。

45 番ですが、50 ページを御覧ください。山岡町下手向の 1,571 平米のうちの 900.58 平米です。[]は[]をしておりまして、認定農業者でございます。農業法人でございます。現在、ミニライスを運営しておりまして、生もみのミニライスの依頼が年々増加しておりまして。その生もみの保管場所が、現在はコンテナ等で、露天で置いているということで、非常に品質的にも、防犯上も危ない。それから、従業員をパートで使っておりますけど、駐車場がないということで差し迫っております。

場所は、52 ページを見ていただきますと、一体利用地とありますのが雑種地・宅地で、ここがミニライスセンターです。その赤枠で囲ったところ、ここを今回、転用で、従業員

の駐車場、生もみの受入れ場所、保管庫、もみ殻置場、製品も一部置くということで。防犯上、あるいは品質上も問題があったため、急遽、転用してしまったということで、追認案件で始末書が添付されております。

代表取締役と法人との間で、使用貸借により転用するということでございます。地区委員会としてはやむを得ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました、第5条の案件3件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

○10番

38 ページ、43 番。知らんで申し訳ないですけど、[REDACTED]の工場はどこにありますか。

○1番

下に、何て言ったらいい。

○事務局

[REDACTED]のところになります。

○1番

[REDACTED]の隣に [REDACTED] があります。

○15番

[REDACTED]の別法人か、これ。

○1番

そうです。

○議長

[REDACTED]さんの工場があって、店もありますね。

○1番

その前に [REDACTED] があります。

○10番

工場はどこにあるのですか。これ、従業員の工場へ行くための駐車と言っとるもので、工場はどこにある。

○1番

工場というか、[] さんです。

○10番

[] さん自身です。

○1番

[] さんの店舗の裏が工場になっています。

○15番

ちょっと歩かなわね、坂道でもある。

○10番

かなり距離がある。

○議長

さっき説明あったように、マイクロで送迎するという意味ですね。

○1番

今、[] とかの駐車場を利用してみえるそうですが、そことの契約が整わなかった
ので、従業員の駐車場がほんとになくなる感じです。場所をいろいろ探したら、ちょうど
譲ってもらえるという話なんで、そこを駐車場とすることとなった。

お客さんが少ないときには、下の道路、反対側、[] 側に結構止めてみえるみたい
ですが、土日とか祭日にはすごいお客さんになるので、そのときは特に手狭になってしま
うという話を聞いております。

○議長

よろしいですか。

○10番

はい。

○議長

ほかはどうでしょうか、よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 38 号の「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請
のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

全員賛成ですので、議案第 38 号は申請のとおり許可相当と認めるとすることに決定いたしました。

続きまして、日程第5、議案第39号「農用地利用集積等促進計画について」事務局より、議案の説明をお願いします。

説明の前に、今回、[REDACTED]委員様の受け手としての登録がされております。前、会議の場で、退席の話が出たんですが、この件について会長さんと相談をいたしまして、退席まで必要ないのではないかという判断で行わせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

57 ページが内訳になります。全て、1 番から 4 番まで大井町の案件になります。借り手の住所は、前からのとおり■■■■で受入れて、■■■様以下、■■■様の 2 件、それから■■■■と契約、受け手、担い手としてやっていただくことになっております。

説明は以上になります。

では、1番について。

○3番

それでは、要件の1番、今言われたように第1地区の小板委員さんの代理で、私から報告させていただきます。

1番の事案につきまして、内容につきましては、貸し手は■■■■さんです。それから、その方の住所が■■■■です。土地は、■■■■。目的は田です。田の876平米を借りるということで、令和7年の9月30日から10年間、田んぼで水稻をするという事案で、問題はないと判断いたしましたけど、審議のほどよろしく願います。

以上です。

○議長

それでは、2番、3番、4番について、小板委員長より説明をお願いします。

○1番

2、3は、認定農業者の■■■■君が受けるということで、私が借りる■■■■さんから借り受けるということで、使用貸借です。

あと、4番には、■■■■と同じ部組織だと思いますけど、そこが借りるということです。新しい案件ばかりですが、よろしく審議をお願いします。

以上です。

○議長

それでは、これに対する意見ををお願いします。質疑をお願いします。

よろしいですか、何かありましたら。

それでは、採決をいたします。まず、1番については■■■■さん、採決権を外れていただきまして、採決したいと思います。

1番の案件につきましては、承認でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

あと、2番、3番、4番についても同じように採決を一緒に入っていただいてするということで、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

ありがとうございました。

賛成ですので、この件については申請のとおり承認することで決定しましたので、よろしくをお願いします。

日程第6 議案第40号 恵那市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

○議長

続きまして、日程第6、議案第40号「恵那市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議案とします。

それでは、この件について、担当の農政課より議案の説明をお願いします。

○農政課

農政課の堀です。どうぞよろしくお願いします。

議案第40号のファイルをお願いします。

まず、今回、農振の変更に伴う意見をお願いしますというものとなります。今回は、年2回受け付けております、7月、こちらで農振の編入、除外の申出があったものとなります。社会情勢の推移の変更による変更です。これの内容について御意見をいただきたいので、よろしくお願いします。

さっそくですが、内容を御説明させていただければと思います。ファイルの2ページ、編入についてです。編入ですが、3件のものでございます。それぞれ御説明させていただきます。

1つ目、3ページ、編入の案件としましてです。土地所有者につきましては、武並町の■■■■さんになります。土地の情報ですが、■■■■です。登記地目は田。それから、登記面積は120平米でございます。こちらの土地につきましては、平成2年に土地改良法の換地処分をされた土地ではございましたが、こういったわけか農振農用地に指定されていなかったのが判明しましたので、今回、併せて入れさせていただきたいというものとなります。4ページが場所になります。

2つ目、5ページ、編入の2つ目。土地所有者につきましては、岩村町の■■■■さんとなります。土地ですが、■■■■。登記地目としては田んぼで、面積は2,879平米という土地になります。こちらにつきましては、中山間地域等直接支払制度、■■■■にて取り組んでいくということで申出があったものでございます。

3つ目、山岡です。■■■■さんからありました。土地ですが、■■■■です。地目は田んぼ。それから、面積は1,696平米でございます。こちらにつき

ましても、中山間地域直接支払制度、[REDACTED]で取り組むということで申出があったものでございます。

以上が、編入という部分となります。

9 ページ、10 ページ、11 ページですが、こちらが今回、除外をお願いしたいということであった案件となります。全部で 16 件ございます。

では、まず除外の 1 つ目、12 ページをお願いします。13 ページ以降に場所と図面が載っておりますので、見ながら聞いていただければと思います。

転用事業者ですが、[REDACTED]さんになります。申出のあった除外の土地の情報ですが、[REDACTED]という地番となります。こちら、面積 727 平米を全て除外となります。利用目的につきましては、農家分家住宅です。

目的の必要性になりますと、まず、土地所有者は転用事業者の母方の祖母となります。転用事業者は、令和 7 年 10 月、今年の 10 月に結婚を予定しております。現在の家では手狭というところもあり、また祖母が高齢となり農地の管理が難しくなってきたことを踏まえ、農業を継いでいくことも踏まえて、新たに農家分家住宅を建築するものでございます。

この土地ですが、令和 7 年 7 月 17 日に [REDACTED]から分筆されております。また、分筆して残った部分については、畑として耕作をしていく予定でございます。

除外の 2 つ目、15 ページ。申出人ですが、[REDACTED]さんと [REDACTED]さんの御夫婦でございます。土地ですが、[REDACTED]です。除外の面積になりますが、277 平米です。利用の目的につきましては、一般住宅を建築するものです。

土地所有者は、転用事業者である [REDACTED]さんの祖母です。[REDACTED]さんの母が今年 1 月に亡くなられておりまして、今後、祖母、それから父親の面倒を見るところを考え、新たに住宅を建築するものでございます。現在、一部、駐車場として使用しているため、始末書の提出があります。

除外の 3 つ目、18 ページ。転用業者につきましては、[REDACTED]です。除外の土地ですが、[REDACTED]になります。除外の面積としては 707 平米です。利用目的ですが、駐車場と倉庫です。

転用事業者は、デザイン制作業、飲食業を行っている事業者です。飲食業の規模拡大をするといったところで、今現在、デザイン制作業務を行っている事務所を、喫茶営業を行う、甘味処を令和 9 年 1 月頃から開始したいという予定でございます。このために、今使っている事務所を一部改装するということですが、その書類・備品などを保管すると

ころが不足してくることで、倉庫を設ける。それから、喫茶営業を拡大してやっていくところの、来客用の駐車場を整備するものでございます。

4つ目、21 ページ。除外の申出人につきましては、■■■■さんと■■■■さんでございます。土地の情報ですが、■■■■と■■■■でございます。除外面積は、542 平米と 22 平米、2つになります。利用目的ですが、農家分家住宅を建築。それから一部道路にするというものです。

まず、今回の案件につきましては、転用事業者、■■■■さん、お父さんになりますが、体調が悪く、療養のため長期入院している。こういったことを踏まえ、息子である■■■■さんが、今後、農地の維持・管理を引き継ぐことになりました。今回、父親が土地を購入して、息子が分家住宅を建築するといったものです。それから、ここの土地に隣接する道、市道ですが、こちら幅員が狭いので、一部市道として寄附をして、道路の安全を確保していくものとなっております。

24 ページ、除外の5つ目です。転用事業者につきましては、■■■■さんと■■■■さんのお二人となります。御夫婦でございます。土地の情報ですが、■■■■になります。除外面積につきましては 249 平米です。利用目的は、駐車場、農機具倉庫、農作業場を設けるものとなります。

まず、転用事業者。こちらは建物、家と土地を譲り受けることになったものです。住居にあたり、所有する、大型自動車を持っておりまして、そちらの駐車が不足しているので、それを整備したい。また、今後は営農していくところで、農機具小屋と作業場を設けて、効率よくやっていきたいというものでございます。

除外の6つ目です。5つ目と同じような場所になりますので、御承知ください。こちらにつきましては、申出者は■■■■さんになります。土地の情報ですが、■■■■と■■■■になります。それぞれ、除外面積としては、449 平米と 40 平米となります。こちらにつきましては、進入路、駐車場、農作業場です。

実際、ここにつきましては、既に転用されているものとなります。■■■■さんのお父さんが、昭和 40 年頃に自動車を所有するということで、駐車場進入路を整備されたということです。これに併せて、自宅への農作業効率化を図るために農作業場を整備しております。お父さんが整備されたということもありますが、始末書の提出をいただいておりますのでございます。

30 ページ、除外の7つ目です。転用事業者につきましては、■■■■さんになります。

土地の情報ですが、[REDACTED]。除外面積ですが、登記面積が 1,844 平米のうちの 306 平米となります。利用目的につきましては、農家分家住宅を建築するものです。

土地所有者については、転用事業者の祖父母になります。転用事業者は、現在アパートに住んでいます。子供、今後のことを考え、子供が生まれるというところで、アパートでは手狭であると感じておりまして。また、実家の祖父母、両親の農業を引き継ぐというような話になりまして、新たに住宅を建築するものとなります。

33 ページ、除外の 8 個目です。転用事業者は [REDACTED] さんとなります。土地ですが、[REDACTED]。除外の面積につきましては、登記面積 684 平米のうちの 478 平米を除外する予定です。利用目的については、農家分家住宅を建築するものです。

土地所有者につきましては、転用事業者の祖父母に当たります。転用事業者は、現在アパートに住んでいますが、来年の 2 月頃に結婚を予定しておりまして、その機会もあり、あと実家の農業を継いでいくこともあり、新たに住宅を建築するものでございます。一部農地が残りますが、そこにつきましては、転用事業者が畑として耕作をしていきます。

36 ページ、九つ目です。転用事業者につきましては、[REDACTED] さんになります。除外の土地ですが、[REDACTED] です。除外の面積は 499 平米となります。利用目的は農家分家住宅です。

土地所有者は転用事業者の祖父となります。転用事業者は現在アパートに住んでおり、今年の 9 月に子供が生まれるということで、アパートは狭い。あと、両親の子育ての支援を受けたい。今後、祖父母の農業経営、それから農業技術を習得し農家を継いでいきたいという思いの中で、農家分家住宅を建築するものとなります。

39 ページ、除外の 10 個目となります。転用事業者は [REDACTED] さんになります。除外の場所ですが、[REDACTED] という地番となります。除外の面積は 310 平米です。利用目的につきましては、農家分家住宅を建築します。

転用事業者は、現在、祖母と両親、妻、子供 2 人の 7 人で住んでいます。子供が成長してきて現在の住居が手狭と感じておりますので、新たに住宅を建築する。また、そういった中で、農地も引継ぎ農業を継承することで、現在の住居の近くに建築しますというものです。

42 ページ、除外の 11 個目です。こちらにつきましては、転用事業者として、[REDACTED] さんになります。申出の場所につきましては、[REDACTED] と [REDACTED] の 2 筆でございまして、こちらにつきましては、利用目的としては製材工場です。

実際のところ、製材工場になっているという案件です。昭和 48 年頃の話になります。実際には、今回、申出のあった■■■■さんのお兄さんがやられたということですが、お兄さんは亡くなっておりますので、弟が代わりに申出をされております。

内容としては、昭和 48 年頃にお兄さんが田の営農と大工仕事で、両親と弟、生活を支えてました。それだけではちょっとやっていけないということで、製材工場を立ち上げて、事業拡大を行ったものとなります。始末書をいただいておりますのでございます。

45 ページ、除外の 12 個目です。転用事業者としては、■■■■です。土地の情報でございますが、たくさんありまして、■■■■と、ほか 6 筆となりまして、除外面積は 2,301.28 平米でございます。利用目的は店舗を建築です。

こちらにつきましては、武並町からの要望があるところが大きな要因でございます。武並町には商店がないということで、武並町地域へ要望して出店することとなりましたので、店舗を建築するという事になっております。

49 ページ、除外の 13 個目です。転用事業者としては、■■■■さんになります。土地の情報ですが、■■■■と■■■■の 2 筆です。こちらについては、農家住宅を建築するものとなります。瑞浪恵那道路事業、国道 19 号のバイパス、こちらにより自宅が収用されることとなったため、新たに住宅を建築するものとなります。

こちら、現在、農機具小屋等々ありまして、それを全て移転することで広い面積となっております。

52 ページ、除外の 14 個目となります。転用事業者は■■■■になります。申出の土地ですが、■■■■で、除外面積としては 994 平米です。目的としては、駐車場になります。

今回、申請があった近くに■■■■があります。そちら、例大祭や、いろんな地域の行事が行われているわけですが、現在、駐車場がないことで、近くの路上に駐車している状況でございます。それを解消しようということで、今回、駐車場を設けるものとなりますので、よろしくお願いします。

55 ページ、15 個目。転用事業者については、■■■■さんです。土地ですが、■■■■です。除外面積としては 75 平米となります。こちらの利用目的ですが、駐車場となります。転用事業者につきましては、自動車用のプラスチック部品や電装部品などを製造する事業者でございます。

令和 9 年 1 月頃をめどに、事業拡大を図っていきたいということで計画を立てられてお

ります。これに併せて、運搬の効率を図りたいということで、大型トラックでの輸送を計画しています。資材等、搬入時の積込み作業において、この大型トラックを待機させる場所を確保したいということで、今回、申請があったものでございます。

59 ページ、除外の 16 個目、最後となります。申出人につきましては、[] さんになります。土地の情報ですが、[]。除外面積として 102 平米を申出られます。利用目的については貸駐車場です。この方が [] を経営しております。そこに貸し出すということです。

今回、駐車場整備というところで、[] を増築して、昨年したようです。職員を 5 名増員したと聞いております。現在、来客用駐車場が 5 台分ありますが、そこに職員が止めている状況です。また、[] や、[]、[] が出発式等行うといったところでの、事業内のスペースを貸出しをしてるといったところがありますので、そのときの駐車場にしていきたいというものとなります。

こちらにつきましては、境界が未確定なところでございますので、60 ページの位置図もちょっと曖昧ですが、赤枠の丸印とさせていただきます。

以上です。

○事務局

最後の 62 ページを御覧いただきたいです。各地区委員会で、今、御説明があったように、農政課と一緒に現場を確認させていただいて、その後、会議の場でどうだろうというお話をさせていただいた中で、特段の御意見等はなかったんですが、ただ 1 点、今、御説明がありました、最後の第 5 地区の、整理番号 16 番、明智町の件です。今言ったように、境界が未確定であること。理由も、イベント等のために使いたいという内容になっておりまして。いわゆる、農振除外の要件になってる緊急性が、本当にいいのかという議論が、第 5 地区の地区委員会で出されました。

今、事務局案で、一応、意見ありで 2 番に、8 月 28 日、本日付の案として、第 5 地区（整備番号 16 番）については、土地は除外に相当する。地区委員会の中でも、農振農用地として残しておくような土地ではないという御意見をいただきましたけど。その事業内容について、境界確定と緊急性の明示が必要ではないかという文言で、ちょっと意見としてここに記させてもらっております。その辺も含めて、確認をいただければと思っております。

説明は以上になります。

○議長

ただいま、農振農用地整備計画の変更で、農政課及び事務局から説明がありました。

これについては、審議をして、市長宛てに、やむを得ない、または意見を付すということで意見を出すわけですけど、これにつきまして質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

小板委員。

○1 番

除外の13ページの案件で、 さんが使っているところの件です。

○農政課

除外の1個目ですかね。

○1 番

これで、ここの位置に建てられるという話で、水道とか下水の関係で、道路からという話で、すごく長い道路をつけた案件ですけど。これって、口元のほうという話にはなかったんですか。なぜ、口元のほうやなくて、こっちへずらっと。

○農政課

資料としては、12 ページからの除外の1つ目です。入り口、進入路が長いということ、今の長い進入路に宅地を持てたんじゃないのかというお話かなと思います。

ここにつきましては、まず、今の予定をされた位置に宅地を持ってきたところでは、現在、予定をしている側の道。写真でいくと左側に道があるんですけど、こちらに上水道、下水道が整備されている。進入路側には整備されていないので、このような形になっています。

また、なぜ進入路がこちらなのという疑問も持たれると思うんですけど、そちらについては、写真でいく左側の水道、下水が入っているほうは、建築要件、道の幅が基準を満たしていないということで、このような形になったと聞いております。

○1 番

なぜ、今の下水と上水がついてる方へ家を建てるのか。つまり、こんな進入路を長くして建てるより、口元のほうで、同じ土地やもんで、そちらに建てられたらいいかかなと、ちょっとした素朴な疑問ですけど。

○農政課

ですので、入り口が、上下水の引っ張ってくる建築費が高く。道を掘っていくわけでは

ので、長い距離を。

○1 番

左側にある方ですか。

○農政課

そうです。左側に上下水が、今の予定している場所に近いところに上下水道が埋まっているので、その分、建築費が安くなる、工事費が安くなることで、このような計画です。

○1 番

家を建てるほうに上水道が通つとるわけ。

○農政課

そうです。長い進入路の道には上下水道がないです。ここ、建築要件を満たすためにこんな形にした。

○1 番

分かりました、どうもすみません。

○議長

いいですか。

○1 番

はい。

それと、[REDACTED] の分です。説明のときに、埋立てということを、質問があったと思うんです。その辺はいかがですか。

○農政課

実際に、皆さんに現場の写真がないので申し訳ございません。今回、申請している土地は、[REDACTED] さんの事務所より一段低くなっております。そこについては埋め立てて、[REDACTED] さんの事務所、現在の建物と同じ、フラットにする計画はされております。

○1 番

結構な高さで埋め立てるのですね。

○農政課

あの場所を埋め立てる計画をされていると聞いております。

○議長

大分埋めなですね。

○農政課

そうですね、1メートル弱は。

○1 番

あの高さまで埋め立てるわけですか。

○農政課

はい、埋め立てると聞きました。

○議長

編入3件、除外16件の説明でしたが、ほかにはどうでしょうか。

16 番については、地区委員会でもそういう意見だと。境界線が不確定である。それから、緊急性についての明示が乏しいということで、これはそういう様子ということですか。

○農政課

16 番については、いろいろ話を聞こうと思っても回答が返ってきませんので、これ以上、何も説明ができないのが正直なところです。

○議長

ほかはどうでしょうか。

大島委員。

○1 9 番

結構、分筆をされて、公募面積と申請面積が同じ案件があるんですけど。これは、許可ありきで先に分筆をしっかりとってみえるのか、この辺って、そういう指導してみえるのか、どういうことでしょうか。

○農政課

全く、分筆を先にしてほしいという指導はしておりません。ですので、転用事業者の判断でされてきているということです。

○議長

梅村委員。

○1 5 番

除外の8番の、佐々良木の農家分家住宅の案件です。写真が34 ページやけど、1筆の公簿面積が684 平米だけど、除外が478 やっていっとるけど、赤枠の、本当に転用する場所はどこなのか。除外する場所はどこなのか、よく分からないです。

○農政課

申し訳ございません、赤枠が小さいです。

○議長

小さいね。

○農政課

場所としては、この赤枠の何ていうんですか。

○15番

そうすると、右側というか、どっち側になるんだ。北側になるのか、東側になるのか知らんけど。ギザギザに残るんだけど、残った農地の進入路はどこになる。

○農政課

ここが2段になってまして、もうちょっと下側にちょうど分かれてるところ。

○15番

隣の3枚の田んぼがあるやろ、左側に。ここに、右側のとこまで農道じゃない。

○農政課

農道です。

○15番

ここから入れるような気がするんやで。

○農政課

そうです、この農道から入れます。

○15番

入れるのですね、残った農地は。そうすると、赤枠で囲ったとこの右側の、へんてこな残りがギザギザやけど。どうせやるなら、すっきりしたほうが。残った田んぼやと思うけどさ、これ。作りにくうてかなわんな、こんなもの。それと、赤枠の枠が小さ過ぎるんかしらんけど。

○農政課

枠が小さいのは申し訳ございません、私の。

○議長

位置的にはいいですか、これ。

○農政課

位置的には、この位置からもうちょっと下までになります。

○議長

大きくなるだけ。

○農政課

下側に大きくなります。

○15番

残った農地が、耕作管理が非常にしにくいわな、これ。田んぼやもんで、部分的に畑として使うんやろうか、よう分からん。

○農政課

残った部分は、畑として使うと聞いています。

○15番

この飛び出たところは。

○農政課

飛び出た分も、2段ですけど、下の部分も畑として使用する。残った部分は全部畑。

○15番

畑地として使うということ。

○農政課

はい。

○15番

200平米ぐらいしか残らないのではないかな。

○農政課

そうです。

○15番

200ぐらいやもんね。どうやって管理をするんかな、田んぼで。田んぼやもんで、元が。と思ったの。面積的にどうかと思って。畑として管理するんか。

○農政課

はい、畑として管理します。

○1番

これは、面積が違うということ。

○15番

赤枠が違うんや、赤枠が小さい。

○農政課

赤枠の大きさが小さいです。

○15番

赤枠が3分の2以上ぐらいあるわけ、本当は。これ、逆になつとる。

○農政課

申し訳ございません。

○議長

では、堀さん、これ修正をお願いしますね。

○農政課

修正させていただきます。

○議長

ほかはどうでしょうか。

大島委員。

○19番

確認です。一番最初のページに、7月31日の現在の計画で、今後は変更することがありますと書いてます。これ、変更される場合があるんですか、実際。

○農政課

面積が広くなることはないですけど、審議の中で、例えば残った農地にどうやって入るんというような図面は、差し替えたりはさせていただくことはさせてもらってます。

○19番

軽微な変更はある。

○農政課

はい、そういった軽微ということです。皆さんからいろいろ御指摘いただいた部分を、直していくということで御理解いただければと思います。

○議長

ほかはどうでしょうか。

それでは、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第40号「恵那農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、編入3件と除外の15番目まではやむを得ない。除外の16番については、意見を付すということで。

これにつきましては、土地は除外に相当するかもしれないけど、事業内容として境界の確

定が不確定である。それから、緊急性の明示が乏しい。これについては、このように意見を付すことで、市長宛てに出したいと思います。

これについて、そういうことで報告することで、賛成の方は挙手願います。

〔 賛成者挙手 〕

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第 40 号につきましては、編入の 3 件及び除外の 15 件まではやむを得ない、16 番については意見を付すということで決定をいたします。よろしくお願いいたします。

日程第 7 報告第 8 号 農地法第 4 号第 1 項第 8 号の規定による届出について

○議長

続きまして、日程第 7、報告の第 8 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」の報告とします。

それでは、事務局より報告をお願いします。

○事務局

それでは、先ほどの議案書に戻っていただきまして。58 ページ、報告第 8 号、報告になりますので、よろしくお願いいたします。

59 ページが、農地法の届出書になっております。■■■■様、東野の方から、右側の写真にあるように、既にトラックとトラクター、こういったものが入っている倉庫、200 平米以下ですけど、つくっております。そういった意味で追認になりますけど、届出として提出をいただいたということでございます。

これは、今、写真を見てのとおり農業用倉庫として、うちで届出を受理させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上のほうで終わります。

○議長

ただいま、事務局から報告がありました。

この件につきまして質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

報告第8号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」の報告を終わります。

以上で、本日の議事日程を終了いたしましたので、職務代理者より、この後の進行をお願いします。

○職務代理者

お疲れさまでした。これを持ちまして、令和7年度第8回恵那市農業委員会総会を閉会します。お疲れさまでした。

事務局より連絡事項は何かありますか。

○事務局

特に、繰り返しになります、地区委員会で既にお話ししております。農業委員会の総会、現任期の皆様方の総会、あと2回となりましたがよろしくお願いいたします。

それから、11月14日には、新たな農業委員さんと推進委員さんの任命式、委嘱式など、総会・研修も踏まえた、委員さんにとっては一日がかりになりますけど皆様にはよろしくお願いいたします。

そういった内容についても、この間、LINEWORKSのメール等させていただきましたけど、また、同じようにLINEの通知等で今後させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まだまだ暑い日が続きますが、皆様、お体にはお気をつけいただければと思います。本日はありがとうございました。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 7 番

議事録署名者 8 番